

【基本課題Ⅲ】 男女がともに参画できる仕組みづくり

1. 意思決定の場への女性の参画

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課	
Ⅲ	1	① ア	審議会等委員の女性の参画	有功者選定審議会委員の構成について、7名中3名(42%)の女性委員の参画を維持する。	秘書課
Ⅲ	1	① ア	審議会等委員の女性の参画	平成26年8月、岸和田市個人情報保護審査会委員の委嘱期間が満了するが、引き続き女性委員の委嘱を検討し、現在の女性参画比率である40%(全5人のうち女性委員2人)の保持に努める。	広報広聴課
Ⅲ	1	① ア	審議会等委員の女性の参画	平成26年度に委嘱予定の公共施設マネジメント委員会の委員の委嘱について、女性委員構成比率30%以上を目標に選任し、女性の参画を促進する。	公共施設マネジメント課
Ⅲ	1	① ア	審議会等委員の女性の参画	<ul style="list-style-type: none"> 岸和田市指定管理者審査委員会において、任期中であることから昨年に引き続き2名の女性委員に携わっていただく。委員5名のうち2名が女性である。 岸和田市外部評価委員会において、昨年に引き続き1名の女性委員に就任いただく。これにより、委員5名のうち1名が女性となる。 今年度新たに設置する岸和田市受益者負担検討委員会において、2名の女性委員に委員として就任いただく。これにより、委員5名のうち2名が女性となる。 	行政改革課
Ⅲ	1	① ア	審議会等委員の女性の参画	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から任期2年の文化振興審議会の新委員の委嘱について、女性委員構成比率30%以上の目標を達成している。(改選前比率45%) 平成26年度市展委員会の新委員の委嘱について、女性委員構成比率30%以上を目標に選任し、女性の参画を促進する。(本会委員：改選前比率25% 部会委員：改選前比率37%) 	文化国際課
Ⅲ	1	① ア	審議会等委員の女性の参画	平成26年10月31日に任期満了する岸和田市国民健康保険運営協議会の新委員の選任について、女性委員構成比率を現状以上にできるよう取り組む。(改選前比率20%)	国民健康保険課
Ⅲ	1	① ア	審議会等委員の女性の参画	防災会議及び国民保護協議会の女性委員を新たに数名程度委嘱し、増員する。	危機管理課
Ⅲ	1	① ア	審議会等委員の女性の参画	岸和田市廃棄物減量等推進審議会の改選の際には、女性委員の参画率を30%以上になるよう努める。	生活環境課
Ⅲ	1	① ア	審議会等委員の女性の参画	平成25年12月の改選により、民生児童委員協議会の委員303名中、男性119名、女性184名で、女性の比率が約60%となっている(改選前比率約55%)。引き続き適正配置になるよう努めていく。	生活福祉課
Ⅲ	1	① ア	審議会等委員の女性の参画	平成26年度に委嘱期間満了する岸和田市都市計画審議会の新委員の委嘱について、女性委員構成比率30%以上を目標に選任し、女性の参画を促進する。(改選前比率26%)	都市計画課
Ⅲ	1	① ア	審議会等委員の女性の参画	「岸和田市開発審査会」委員改選時期：平成26年6月改選予定。委員7名の内3名が女性委員(女性比率42.8%)の予定である。指針を念頭に置き各専門分野から女性参画の率向上を図る。	建設指導課
Ⅲ	1	① ア	審議会等委員の女性の参画	委員会(新設見込み)の委員の委嘱について、女性構成比率が30%以上となるよう努める。	丘陵地区整備課
Ⅲ	1	① ア	審議会等委員の女性の参画	本年度事業評価の予定なし、中間評価等が必要になれば女性委員の選任を行う。	下水道整備課
Ⅲ	1	① ア	審議会等委員の女性の参画	今までも、生涯学習や青少年施策に関する審議会には、女性も参加しているが、今年度も女性が積極的に参加するよう促す。	生涯学習課
Ⅲ	1	① ア	審議会等委員の女性の参画	平成26年度に委嘱期間が満了する文化財保護審議会の新委員の委嘱について、女性委員構成比率30%以上を目標に選任し、女性の参画を促進する。(改選前比率25%)	郷土文化室
Ⅲ	1	① ア	審議会等委員の女性の参画	審議会等委員の女性の参画率の更なる向上が図られるよう、各課に働きかけを行う。各課には、委員選任準備の段階で女性委員の登用を促し、選任状況報告書の提出を求める。数値目標未達成の場合はその理由や改善策を、目標達成の場合は留意した点などについての分析を求め、各課へ情報提供する。	人権推進課

男女共同参画推進計画 平成26年度実施計画

【基本課題Ⅲ】 男女がともに参画できる仕組みづくり

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課
Ⅲ	1	① イ 審議会等委員の女性の参画	女性委員ゼロの審議会の所管課に対し、選任状況報告書により、改善を促すなどして、女性委員が選出されるよう働きかける。	人権推進課
Ⅲ	1	① ウ 審議会等委員の女性の参画	審議会等の女性参画率を公表する。	人権推進課
Ⅲ	1	② ア 女性人材・リーダーの発掘・育成	女性センター登録グループや自主学習グループ・市民団体などに対し研究・学習の場を提供するとともに、年間約20件企画する関連講座・研修会により男女共同参画の意識向上につながる気づきを与え、人材育成に努める。複数回の講座終了後には、受講生が登録グループとして活動できるよう助言や指導を実施する。	人権推進課（女性センター）
Ⅲ	1	② イ 女性人材・リーダーの発掘・育成	現在、本市スポーツ推進委員の女性委員数は12名、構成比率約21%です。（スポーツ推進委員の構成委員は56名）スポーツ推進委員協議会の役員には、女性がいないので、将来的には協議会役員としても活躍してもらえるような女性委員を育てる協議会運営を行っていく。	スポーツ振興課
Ⅲ	1	② イ 女性人材・リーダーの発掘・育成	・女性フォーラムの企画・運営に市民や女性団体、公民館で活動する学級・グループ生の参加を図る。 ・女性人材バンクを整備し、人材の活用を努める。	人権推進課

2. 家庭と仕事の両立支援

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課
Ⅲ	2	① ア ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレット等を労働会館にて掲示し、周知と啓発に努めます。	産業政策課
Ⅲ	2	① ア ワーク・ライフ・バランスの推進	男女性別を問わず、家庭と仕事の両立できるように課内全員の理解を高める。	上下水道局総務課
Ⅲ	2	① ア ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレット等を窓口等に設置するとともに、広報等で啓発を行う。	人権推進課
Ⅲ	2	① イ ワーク・ライフ・バランスの推進	職員が研修会等に参加し、法制度の理解を深め、周知・徹底をはかります。	産業政策課
Ⅲ	2	① イ ワーク・ライフ・バランスの推進	看護師をはじめ、その他スタッフを後方支援し、働きやすい環境づくりを推進する。	経営管理課
Ⅲ	2	① イ ワーク・ライフ・バランスの推進	市のホームページ等を利用して、育児・介護休業などの法制度の周知をはかるとともに、男女ともに利用しやすい環境整備に向け働きかけを行う。	人権推進課
Ⅲ	2	② ア 男性の家庭生活への積極的な参画の促進	育児・介護休業法に関するパンフレット等を労働会館にて掲示し、周知と啓発に努めます。	産業政策課
Ⅲ	2	② ア 男性の家庭生活への積極的な参画の促進	男性職員の育児・介護休業取得率を高めるための啓発を行う。	市議会事務局総務課
Ⅲ	2	② ア 男性の家庭生活への積極的な参画の促進	育児・介護休業などの法制度の周知と理解に向け、市のホームページ等を利用して、市民及び事業所向けに啓発を行う。	人権推進課
Ⅲ	2	② イ 男性の家庭生活への積極的な参画の促進	市立公民館や地区公民館において、男性の家事・育児・介護などについての短期講座を行う。	生涯学習課
Ⅲ	2	② イ 男性の家庭生活への積極的な参画の促進	・子育て支援事業について男性が参加しやすい日程で開催するよう努め、主催事業終了後も登録グループとして活動できるよう支援を継続する。11月30日（日）に小学校低学年の児童とその父親対象の調理実習講座を開催する。また、男性による料理クラブが2グループ活動しており、支援を継続していく。 ・フィンランド大使館参事官を招き、フィンランドと日本のイクメン事情についての講演会を実施する。この講座に合わせて、イクメン・カジダンの写真コンクールで、市内の身近な男性の応募写真を展示することで、家庭生活への積極的な参画を呼びかけていく。	人権推進課（女性センター）

3. 地域活動やボランティア、NPO活動への参画

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課
Ⅲ	3	① ア 地域活動の促進	地域活動において男女ともに参画するよう、機会をとらえ働きかけるように努める。	自治振興課

基本課題	基本施策	施策の方向		平成26年度実施計画	担当課	
Ⅲ	3	①	ア	地域活動の促進	市民団体活動に男女が積極的に参加する様な支援を行う。(活動における男女の参加者割合の把握と参加促進)	市街地整備課
Ⅲ	3	①	ア	地域活動の促進	地域活動(各種イベント・先進地視察等)において、女性が参画しやすい環境づくりに努める。	丘陵地区整備課
Ⅲ	3	①	ア	地域活動の促進	女性委員が協議会事業計画・開催において中心的存在となってもらい、各地域で女性がよりスポーツに親しめるような事業展開をおこなう。	スポーツ振興課
Ⅲ	3	①	イ	地域活動の促進	町会等の団体において、役員に女性が選出されるよう、機会をとらえ働きかけるように努める。	自治振興課
Ⅲ	3	②	ア	ボランティア・NPO活動等の促進	ボランティア・NPOの活動に積極的に参画できるように、情報提供や活動支援を行う。	自治振興課
Ⅲ	3	②	ア	ボランティア・NPO活動等の促進	社会教育関係団体(ボランティア団体)へ女性が積極的に参加できるよう促す。	生涯学習課
Ⅲ	3	②	イ	ボランティア・NPO活動等の促進	岸和田女性会議に対して支援を行う。	人権推進課
Ⅲ	3	②	イ	ボランティア・NPO活動等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の実現をめざす市民団体やグループに、活動の場の提供や活動の支援する。 ・主催講座受講者に対し登録グループ(26年4月1日現在35グループ)として活動することを勧め、その活動支援をする。 ・女性センターまつりには、全登録グループによる実行委員会形式での実施により、グループ間の相互交流を深め、その活動のさらなる促進を目指す。 	人権推進課(女性センター)

4. 男女共同参画の視点からの子育て支援・介護支援の充実

基本課題	基本施策	施策の方向		平成26年度実施計画	担当課	
Ⅲ	4	①	ア	子育て支援体制の充実	次世代の育成支援行動計画を推進する。	児童育成課
Ⅲ	4	①	ア	子育て支援体制の充実	公立・民間保育所において、定員枠の弾力化をはかることによって、待機児童の解消を図る。また、建替えた民間園の定員の見直しなどを行っていく。さらに、一時預かり事業や病児・病後児保育事業を拡充するなど、男女がともに就労しやすい環境をつくる。	保育課
Ⅲ	4	①	イ	子育て支援体制の充実	放課後児童健全育成事業(チビッコホーム)に係る市民ニーズを把握、充実を図る。	児童育成課
Ⅲ	4	①	イ	子育て支援体制の充実	地域子育て支援事業の一環として市内の公民館等において「親子であそぼう!」などを行っている。内容として「季節のうたや製作」「手あそび」「おはなし」などをお母さんだけでなく、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃんも参加でき、遊びを通してみんなが保育を学んでいく。	保育課
Ⅲ	4	①	イ	子育て支援体制の充実	院内保育所の周知及び利用促進を図る。	経営管理課
Ⅲ	4	①	ウ	子育て支援体制の充実	親子を対象としたお話し会や行事を企画し、親子関係の絆を深めるとともに、子育て支援の啓発を図る。	山直市民センター
Ⅲ	4	①	ウ	子育て支援体制の充実	家族で参加できる行事の計画や子育てに関する講座の計画。	春木市民センター
Ⅲ	4	①	ウ	子育て支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援をしている地域の団体(子育てサロンかるがも)のPRポスター掲示・チラシ配架等を行う。 ・幼児から小学生の保護者を対象とした家庭教育学級(あすなる)で育児の悩みや不安を解消のため年間計画を立て、学習を行う。学習において必要があれば協力・助言を行う。 	八木市民センター
Ⅲ	4	①	ウ	子育て支援体制の充実	家庭教育学級や子育てサロンの活動の支援、乳幼児から中学生を対象とした定期講座を開催することにより子育て支援の充実を図る。	桜台市民センター
Ⅲ	4	①	ウ	子育て支援体制の充実	各児童育成課事業のサービスの提供方法の見直しを行い子育て支援の充実を図る。	児童育成課
Ⅲ	4	①	ウ	子育て支援体制の充実	地域子育て支援事業(子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や家庭訪問、子育てサークル等への支援、親子で安心して遊び、交流する場所の提供など)を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	保育課

男女共同参画推進計画 平成26年度実施計画

【基本課題Ⅲ】 男女がともに参画できる仕組みづくり

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課	
Ⅲ	4	① ウ	子育て支援体制の充実	子育てサークルなどの活動の充実を促す。	生涯学習課
Ⅲ	4	① エ	子育て支援体制の充実	家庭児童相談担当よりきめ細やかな相談業務を実施し、児童虐待防止体制の強化を図る。	児童育成課
Ⅲ	4	① 一	子育て支援体制の充実	男女性別を問わず、積極的に育児・看護休暇等を積極的に取得できるような職場環境を整える。	上下水道局総務課
Ⅲ	4	② ア	介護・看護の支援体制の充実	「高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進を図る」日常生活圏域ごとに、地域包括支援センターを中心に多職種が連携して介護予防や在宅医療の推進、個別の相談、支援体制づくりを推進していく。	福祉政策課
Ⅲ	4	② ア	介護・看護の支援体制の充実	・より利用しやすい高齢者福祉制度をめざし、介護保険制度の情報提供や介護者の負担軽減を目的とする介護講演会の充実を図ります。 ・生涯学習課が実施する出前講座に講師を派遣して、介護保険の制度や運営状況の周知や介護予防の啓発を図ることにより、介護保険サービスの円滑な利用を促進します。派遣予定回数：10回、延べ：500人 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの事業の整備と普及促進し、在宅での生活を援助します。	介護保険課
Ⅲ	4	② イ	介護・看護の支援体制の充実	「岸和田市障害者計画・障害福祉計画の推進を図る」：継続して計画上の「重症心身障害者の地域生活支援」として、医療的ケアの必要な障害者(児)の介護者の負担軽減のため、福祉・医療的支援(重度障害者訪問看護利用助成事業)を進める。また、今年度から医療的ケアの必要な障害者(児)の日中活動の場を提供し、対象となる障害者(児)の社会参加の機会及び介護者の負担軽減のため、重症心身障害者等支援事業を実施します。	障害者支援課
Ⅲ	4	② ウ	介護・看護の支援体制の充実	・介護サービスの質の向上を図り、介護保険事業の円滑な運営のため、介護相談員派遣事業を実施します。相談員：16名体制 ・相談員が介護老人福祉施設、介護老人保健施設、デイサービスセンター、認知症グループホーム等に訪問し、サービス利用者の相談に応じます。また、介護サービスの現状を把握するとともに、施設の管理者等との意見交換を行い、施設に対してサービス提供に関する提案を行います。訪問施設数：20ヶ所、訪問予定回数：延べ288回	介護保険課
Ⅲ	4	② エ	介護・看護の支援体制の充実	「高齢者虐待を防止する体制を強化する。」：地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待の相談・通報件数が多い居宅介護支援事業所や訪問介護事業所に対して、高齢者虐待防止研修を開催する。また、市民に向けて高齢者虐待防止についての講座を開催し、周知啓発を図る。	福祉政策課

5. 防災・環境問題へのかかわり

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課	
Ⅲ	5	① ア	防災の分野における男女共同参画の促進	地域における各種防災訓練、ワークショップ等における女性の参加を進めるとともに、女性の意見を参考とし地域防災計画や津波避難計画などの見直しに男女共同参画の視点を反映させていく。	危機管理課
Ⅲ	5	① ア	防災の分野における男女共同参画の促進	現在、女性消防吏員は計4名で、その構成は総務課経理厚生係員1名、消防署 警備係員1名、救急係員2名である。総務課職員(1名)以外は隔日で当直勤務し、現場出場している。 総務課経理厚生係員は、経理事務及び当消防本部内の消防職員に対する福利厚生事務、消防署警備係員は消火活動、消防署救急係は救急活動に従事。いずれの係も、日頃より女性独自の観点や意見も参考に、業務の遂行に男女共同参画の視点を反映させていく。	消防本部総務課
Ⅲ	5	① イ	防災の分野における男女共同参画の促進	防災出前講座、市民防災まちづくり学校の開催等、防災活動に取り組む女性の人材育成を支援する。	危機管理課

男女共同参画推進計画 平成26年度実施計画

【基本課題Ⅲ】 男女がともに参画できる仕組みづくり

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課
Ⅲ	5	① イ 防災の分野における男女共同参画の促進	現在、女性消防吏員は計4名で、その構成は総務課経理厚生係員1名、消防署 警備係員1名、救急係員2名である。現場において、性差により男性隊員と同様に活動できない部分（力の差）は、お互いの意思疎通によって補えるよう、日頃より現場想定での訓練を行い、実際の消火・救急活動に備える。また、現場にて隊員が相互に各々の能力を把握し十分に活用できるよう、日頃の訓練に加え、担当会議や意見交換の場を設ける。業務に関係する研修会への参加も促す。女性隊員が、性差によって仕事のやりづらさを感じることのないよう、心のケアにも配慮する。また、市民によって構成されている「岸和田市婦人防火クラブ」の人材育成を支援し、地域市民と一丸となり、防災活動に取り組む。	消防本部総務課
Ⅲ	5	② ア 環境の分野における男女共同参画の促進	・本課で所管する環境分野の活動団体として、きしわだ環境市民会議がある。女性が主体的に参加しており、これからも継続できるよう情報提供や共同活動において支援を行っていく。 ・今年度中に環境審議会委員の改選準備をおこなう。女性委員構成比率30%以上を目標に選任し、女性の参画を促進したい。（改選前比率20%）	環境保全課
Ⅲ	5	② ア 環境の分野における男女共同参画の促進	当課が事務局となり活動している「まちを美しくする市民運動推進協議会」において女性役員の比率が上がるように要請していく。	生活環境課
Ⅲ	5	② イ 環境の分野における男女共同参画の促進	廃棄物減量等推進員について、校区長会議等で働きかけて町会で推薦してもらおう際、積極的に女性を推薦してくれるようにする。推進員の地区別研修会及びごみ減量関連施設視察研修会の日程調整の際、女性推進員の参加率が上がるよう努める。	生活環境課

6. 国際社会への貢献

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課
Ⅲ	6	① ア 平和への取り組み	平和を願い、平和の尊さが重要視されている意味を広く市民に伝える。（資料展の開催、平和バス事業の実施、巡回パネル展の開催等）	自治振興課
Ⅲ	6	② ア 外国人にとって住みやすいまちづくり	当課の相談窓口では、広く市民を対象としており、市内在住であれば国籍に関わらず対応しているが、外国籍であるがための問題を抱えている場合には、専門の相談窓口等を適切に紹介できるよう情報の収集に努める。また、本市のガイドブックとして、日本語版だけでなく、英語版・中国語版・韓国語版を用意しており、市民に限らず、本市を訪れる外国人にも情報を提供する。	広報広聴課
Ⅲ	6	② ア 外国人にとって住みやすいまちづくり	市民又は各課から通訳等の相談があれば、ケースにもよるが関係機関に依頼するなどして、対応に努めていく。	文化国際課
Ⅲ	6	② イ 外国人にとって住みやすいまちづくり	岸和田市国際親善協会による日本語サロンの実施（週5回／4施設）。	文化国際課
Ⅲ	6	② イ 外国人にとって住みやすいまちづくり	日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導員を派遣するなどして、充実した学校生活を送れるよう支援する。	人権教育課
Ⅲ	6	② ウ 外国人にとって住みやすいまちづくり	岸和田市国際親善協会による「地球どんぶり」「異文化理解講座」「だんじりインフォメーションセンターの設置」など交流イベントの実施。	文化国際課
Ⅲ	6	③ ア 国際理解・国際交流の促進	日本女性会議などに参加し世界における男女共同参画に向けた取組みに関する情報を収集し、提供する。	人権推進課
Ⅲ	6	③ ア 国際理解・国際交流の促進	国立女性教育会館及び大阪府立女性男女共同参画・青少年センターや関連施設などと連携し、世界の情報を収集し、提供する。図書・雑誌・資料などによる提供とパネル展示によりひろく周知する。女性センターを利用する外国人の方への支援を行い、また、外国の情報提供を受ける場を設け、相互理解を深める。6月7日（土）には、フィンランド大使館の参事官に子育てを主にフィンランドの状況を講演してもらい、参加者の国際理解を深める機会とする。その際に、国際親善協会から通訳の派遣などの協力も得て実施する。さらに今年度から登録グループとなった異文化を楽しむ会と連携して国際理解を深める企画等を検討・実施する。	人権推進課（女性センター）